ご加入者の皆様へ

必ずお読みください

制度改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 2025年10月1日始期契約より、次のとおり補償内容等の制度改定を行います。なお、保険料等が変更となる場合がございますので、保険料等につきましては、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

[主な改定点]

補償	改定項目	概 要
1 1月	以正垻日	
がん補僧	がん通院補償の一本化および保険料改定	①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすく お届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても 補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。 ②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。
W TO HU DE	「がん診断保険金」 等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
	「抗がん剤」の定義 の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 <対象特約> 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約
医療補償	「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更がA罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定がAの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
	参考純率改定等を 踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
傷害補償	熱中症の補償追加	昨今の酪暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償 対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
	「特定感染症危険補 償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状况等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等)	「弁護士費用等補 償特約(人格権侵害 等)」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 〈対象特約〉 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
介護補償	一部タイプの販売 停止	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、保険金額を500万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止いたします。 現在K3タイプにご加入の方は、更新後はK2タイプ(保険金額300万円)での更新となります。
団体長期障害所得補償介護補償	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 <終了対象のサービス> ■団体長期障害所得補償 ・「キャリアコンサルタント職場復帰支援サービス」 ・「認知症アシスト」のうち「捜索支援サービス」

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

●この保険は、全国中小企業団体中央会を契約者とし、中央会会員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国中小企業団体中央会が有します。「中央会の休業補償ブラン」は、本制度のペットネームです。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等に て、保険会社に保険契約を申し込みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体名·組合名

お問い合わせ先 【取扱代理店/引受保険会社】

> E14-87170(4)改定202507 2025年7月作成 25T-000476

全国中小企業団体中央会 都道府県中小企業団体中央会会員の皆様へ

全国中小企業団体中央会の団体総合生活保険

中央会の休業補償プラン

のご案内





4	一年休業補償
	長期休業補償
	がん補償
HOSPITAL	医療補償
Å	傷害補償
*	個人賠償責任補償
A	介護補償
6	携行品損害補償
ホール・	インワン・アルバトロス費用補償

保険期間

2025年10月1日午前0時から2026年10月1日午後4時 ※更新時の始期時刻は午後4時となります。

※募集期間等詳細はP.17「ご加入方法」をご確認ください。

保险料扒込方法

ご指定の口座より毎月引き落とします(12月29日より引落開始)。 詳細については、P.17「ご加入方法」をご確認ください。

ご加入にあたっては、「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体あてにご提出ください。 「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項 (意向確認事項)」を必ずご確認ください。

保険の対象となる方は、全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合に加入している会員、会員企業の役員・従業員、全国中 央会・都道府県中央会およびそれらの会員である団体、協同組合の職員本人およびその本人のご家族に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。 本人が団体の構成員でなくなった場合にはご加入いただけません。その際は、取扱代理店までご通知ください。詳細についてはP.17「ご加入内容に関する大切なお知らせ」 をご確認ください。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は裏面「制度改定のご案内」のとおりとなりますので、本募集バンフレット等とあわせて ご確認ください。

全国中小企業団体中央会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

信頼の中央会の制度、だから安心。

全国224万傘下企業を有する中央会のスケールメリットをいかし、

割安な保険料でご加入いただけます。

中央会会員事業者

役員・従業員等とそのご家族



特長.1

中央会の団体割引が使えます。(20%)

特長.2

配偶者やご家族の方まで加入が可能です。

特長.3

ご加入時の医師の診査は不要。簡単な告知で加入ができます。

※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

特長.4

Web加入もご用意。いつでも・どこでもお気軽に加入ができます。

※Web加入をご希望の場合は、取扱代理店にお問い合わせください。

特長.5

9つの幅広い補償から、必要な補償を選んであなただけのプランで加入できます。

■ 20%の団体割引が適用されます!



ホールインワン・アルバトロス費用補償にご加入の場合は、所得補償、団体長期障害所得補償(GLTD)、医療補償、がん補償、介護補償、傷害 補償、個人賠償責任補償のいずれかにご加入いただく必要があります。

このような人におススメです

中央会の休業補償プランは、このような方のための保険です。

充実した補償をラインアップ。そして団体割引で割安!簡単な告知で加入が可能。1年更新のためライフステージに合わせて必要な時に必要な 補償にご加入いただけます。あなたにぴったりの保険が見つかります。

このようなお悩みにお応えします



保険に入らないのは不安だけど、 できるだけ安く抑えたい。

中央会の団体割引で割安な保険料を実現。



ライフステージ

すめ

の補償の組み合わ

保険に入りたいけど 時間が合わない。

全国の東京海上日動の代理店またはWEBでの加入もOK。

※Web加入をご希望の場合は、取扱代理店にお問い合わせください。



入社(転職・就職)

まだ貯蓄が十分では

ないからこそ…

病気やケガで長期間働け

●入院・通院や手術が必要

な病気やケガをした場合

なくなった場合





結婚

できたからこそ… ●自分やパートナーが長期

大切なパートナーが

間働けなくなった場合 自分やパートナーが入院・ 通院や手術が必要な病気 やケガをした場合

守りたい存在が 増えたからこそ…

●自分やパートナーが長期 間働けなくなった場合

自分やお子様やパート ナーが入院・通院や手術 が必要な病気やケガをし た場合

すでに加入している保険で カバーしきれないリスクに備えたい。

ージに合わせて必要な補償をラインアップ。 ご自身で選ぶことができます。



健康に不安があるけど 加入できる?

医師の診査は不要で告知もカンタン!



子どもの独立

安心した生活を維持 したいからこそ…

- 自分やパートナーががん を発症した場合
- 自分やパートナーが入 院・通院や手術が必要な 病気やケガをした場合
- ●自分やパートナーが要介 護状態になった場合







本人が加入



医療補償 夫婦で加入



夫婦で加入





家族で加入



夫婦で加入

がん補償

夫婦で加入



夫婦で加入





-年休業補償



20%*OFF!

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1を超えた場合に、 保険金をお支払いします。*2

- *1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- *2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。

会社をお休みする原因が **ケガ•病気** のいずれでも 補償の対象となります!

> 入院だけでなく 自宅療養も

日本国内・国外で 業務中・業務外 に 関係なく病気やケガによる 就業不能を補償! ケガによる 就業不能

入院で

就業不能



病気による 就業不能



自宅療養で 就業不能



旅先でケガをし、 就業不能



ケガ・病気によりお仕事を休まれた場合に、 **最長1年** にわたり補償いたします!

*3 治療のために入院していること、または入院以外で医師等の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合には、骨髄採取手術 を直接の目的として入院していること)により、全く働けない場合に保険金をお支払いします。

天災危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に、所得補償保険金をお支払いします。

精神障害補償特約(ハ)

所定の精神障害により働けなくなった場合に、所得補償保険金をお支払いします。*4

*4 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

■お支払い例

一年休業補償

■ S1タイプに30口(月額30万円)に加入の従業員Aさん

うつ病で働けなくなったら・・・

中小企業で働く従業員のAさん(55歳)は、うつ病で11か月半全く働けなかった。

お支払い額は・・・

一年休業補償 ■ 免責期間···7日間(4/1~4/7)

■ 支払対象期間・・・4/8~3/7までの11か月と3/8~3/15までの8日間の合計

30万円×11か月+30万円×8日/30日=338万円 お支払総額 338万円

※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。 ※上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



- **1** 病気・ケガ・所定のメンタルヘルス疾患によって働けなくなった場合の収入の減少を補償
- 2 一年休業補償の補償月額は1口1万円単位で、収入に応じて設計可能

保険料

一年休業補償(UNIT1)							
所得補償[本人型]							
	1年	F間	家事従事者の方も				
	7E	3間	ご加入OK!				
	S1		S2				
1級	2級	3級	家事従事者				
1□=補償月額(保険金額)1万円あたり							
	月払保険料(円)						
50	60	70	40				
80	90	110	50				
90	100	120	60				
110	130	150	70				
140	160	190	90				
170	170 200 230 110						
210	240	280	130				
240	270	320	150				
250	290	340	160				
270	310	360	170				
	50 80 90 110 140 170 210 240 250	所得補償 14 7E \$1 1級 2級 1□=補償月額(保附 月払保附 50 60 80 90 90 100 110 130 140 140 160 170 200 210 240 240 240 250 290	所得補償[本人型] 1年間 7日間 S1 1級 2級 3級 1□=補償月額(保険金額)1万円あたり 月払保険料(円) 50 60 70 80 90 110 90 110 90 120 110 130 150 140 160 190 170 200 230 210 240 280 240 270 320 250 290 340				

一年休業補償 39歳 男性 加入タイプS1(基本級別1級)(てん補期間1年・免責期間7円)

加入口数

基本保険料 140円

30_□

月払保険料 4.200円

(この他に代表証券番号毎に70円の制度維持費が加算されます。)



一年休業補償

被保険者(保険の対象となる方)おひとりにつき、最低10口以上1口単位でお申し込みください。 (家事従事者は18口限度)申込日直前12か月の平均月間所得額*3(年収の1/12)の範囲内かつ加入限度口数 以下で設定してください。平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金を お支払いできませんので、ご注意ください。

精神障害補償特約(ハ)、天災危険補償特約が付帯されています。また、S2タイプには、家事従事者特約が付帯されています。なお、家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に 従事される方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方)で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級(一般事務従事者等)である方に限ります(家事従事 者特約がセットされ、入院時のみの補償となります。)

- 有特別がピットされ、人間はいかの情報によりな。。。 ※一年休業補償の職種タイプ(基本級別)1~4級について詳細は、P.20「所得補償基本級別一覧」をご確認ください。 ※基本級別4級の方および上表にない年齢区分の方の一年休業補償保険料は、上表とは別となりますので、取扱代理店にお問い合わせください。
- ※更新に際し、または保険期間(保険のご契約期間)の中途において、被保険者の平均月間所得額が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店または東京海上日動にご連絡 のうえ、補償月額(保険金額)の見直しについてご相談ください。 ※最大99口までの設定が可能です。100口以上の保険金額を設定する場合は、上記保険料と異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。
- *1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。
- 一年休業補償の保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、団体契約の始期日時点の年齢が満15歳以上の方に限ります。
- *3 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得の平均月額をいいます。所得とは、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の 総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。



長期休業補償の補償詳細は、P.5~P.6でご確認ください。



長期休業補償



20%*OFF!

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1を超えた場合に 木業補償なら最長3年または最長60歳・65歳・70歳の誕生日まで、 の減少を補償します。

(認知症・メンタル疾患補償特約は、最長2年の補償となります。)

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。





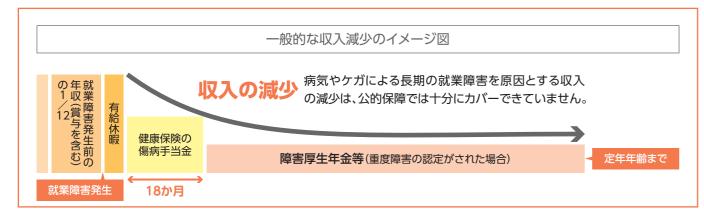




認知症・メンタル疾患補償特約	メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。*2
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。
治療と仕事の両立支援特約	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により働けなくなり、早期に短時間勤務等で復職をした場合も、所定の要件 を満たすときには保険金をお支払いします。*3

*2 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。 *3 所定の要件については、「補償の概要等」の就業障害の定義をご確認ください。

もしも病気やケガで働けなくなったら…。収入ダウンは大きなリスクです。



女性にもおすすめ

共働き世帯は年々増加しています。 性別関係なく、働けなくなった場合の収入の減少の補償が必要です。



- 1 休業補償期間は、最長3年、定年まで(最長60歳、65歳、70歳の誕生日)など、選択可能
- 2 病気・ケガ・所定のメンタルヘルス疾患によって働けなくなった場合の収入の減少を補償 (認知症・メンタル疾患補償特約は最長2年補償)
- 3 長期休業補償の補償月額は1口1万円単位で、収入に応じて設計可能

保険料

ペットネーム		長期休業補償(UNIT2)												
補償の種類 (種目)		団体長期障害所得補償[本人型]												
 てん補期間*1	3:	年	60歳満	了(55歳	~59歳に	\$5年間)	65歳満	了(60歳	~64歳ほ	\$5年間)	70歳満	了(65歳	~69歳は	5年間)
免責期間	90) 	90) 	36	5⊟	9	0⊟	36	5⊟	90⊟		365⊟	
性別・	男性(G5)	女性(G5)	男性(G1)	女性(G1)	男性(G2)	女性(G2)	男性(G6)	女性(G6)	男性(G7)	女性(G7)	男性(G3)	女性(G3)	男性(G4)	女性(G4)
加入タイプ					1□=	補償月額	(支払基	礎所得額	頁) 1万円	あたり				
満年齢 (2025年10月1日時点)							月払保	倹料(円)					
15~24歳	30	20	90	60	70	50	100	60	70	50	100	60	70	50
25~29歳	30	20	100	80	70	60	100	80	70	60	100	90	80	60
30~34歳	30	30	110	120	80	90	110	120	80	90	110	130	80	100
35~39歳	40	50	140	180	100	140	140	200	100	150	150	210	110	160
40~44歳	70	90	200	290	150	210	230	330	170	250	240	360	180	270
45~49歳	110	140	290	390	200	280	350	480	250	350	400	550	290	410
50~54歳	180	210	330	390	230	280	470	580	350	440	570	730	440	560
55~59歳	300	310	460	470	350	360	570	590	400	420	830	880	620	660
60~64歳	540	480	_	_	_	_	830	740	610	540	1,050	950	700	630
65~69歳 (G5タイプは、65~67歳)	840	660	_	_	_	_	_	_	_	_	1,290	1,030	930	740



長期休業補償 39歳 男性 加入タイプG1: (てん補期間60歳満了・免責期間90日) 基本保険料 加入口数 月払保険料 30□ ⁻4.200⊟ (この他に代表証券番号毎に70円の制度維持費が加算されます。)

申込日直前12か月の平均月間所 得額*2(年収の1/12)の範囲内かつ加入限度口数以下で設定くだ

さい。平均月間所得額*2を上回っ ている場合には、その上回る部分 については保険金をお支払いで きませんので、ご注意ください。

- ※認知症・メンタル疾患補償特約(てん補期間*1:2年)、天災危険補償特約、治療と仕 事の両立支援特約が付帯されています。
- ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上満69 歳以下(ただし、65歳満了型は満64歳以下、60歳満了型は満59歳以下、3年満了
- 型は満67歳以下)の方に限ります。
 ※最大99口までの設定が可能です。100口以上の支払基礎所得額を設定する場合 は、上記保険料と異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。
- ※更新に際し、または保険期間(保険のご契約期間)の中途において、被保険者の平均 月間所得額が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店または東京海上日動 にご連絡のうえ、補償月額(支払基礎所得額)の見直しについてご相談ください。
- *1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。また、歳満了型は「満了 年齢の誕生日まで」がてん補期間となります。
- *2 長期休業補償(無記名・売上高方式)にご加入の事業者に所属されている場合 は、長期休業補償(無記名・売上高方式)と合算し、平均月間所得の範囲内で設定 ください。平均月間所得額は、直前12か月における保険の対象となる方(被保険者) ご本人の所得の平均月額をいいます。所得とは、「業務に従事することによって得ら れる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわら ず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいい
- *3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

■お支払い例

● G1タイプに30□(月額30万円)加入

中小企業で働く従業員がうつ病で働けなくなったら・・・

中小企業で働く従業員のBさん(55歳)は、うつ病で2年2か月全く働けなかった。

お支払い額は・・・

長期休業補償 ■免責期間・・・90日間 ■支払対象期間・・・1年11か月間

▼就業障害*1状態開始

期間 90日

長期休業補償(団体長期障害所得補償) 〈1年11か月(全く働けなかった期間))

1年11か月間 月額30万円

30万円×1年11か月=690万円 お支払総額 69

- 万円
- *1 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認
- ※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金と長期休業補償(GLTD)のお支払 要件が異なることがあります。
- ※上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



がん補償



約2人に1人ががんになる時代。がんの治療法は年々進化しています。 様々な治療方法に対応した「がん補償」があると安心です。

■先進医療、抗がん剤治療の金額

陽子線治療

約268万円

重粒子線治療

約314万円

[出典]厚生労働省「第138回先進医療会議資料 令和6年度実績報告 (令和5年7月1日~令和6年6月30日)」

分子標的薬を利用した 場合の自己負担額例

年間約64万円

高額医療費(70歳未満の年収約370~約770万円の場合・毎月の総 医療費は267,000円以下)の自己負担額を1年間負担した場合 80,100円×3か月+44,400円×9か月=639,900円

■患者申出療養制度に対応

「未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したい」という、 困難な病気と戦う患者の要望に応えるため患者申出を起点とす る仕組みとして2016年4月から創設されたものです。患者申出 療養の治療費は健康保険適用外となるため、全額自己負担とな ります。がん患者申出療養特約なら、保険外併用療養となる患者 申出療養の自己負担部分についても保険でカバーできます。

[ご参考] 患者申出療養の対象となることが予想される抗がん剤

一般名	1か月あたりの薬剤費(円)
アテゾリズマブ	751,889
レラトリマブ ニボルマブ	4,980,567

[出典] 国立がん研究センター [国内で薬事法上未承認・適応外である 医療品・適応のリスト」(2022/5/31改訂版)〈一部抜粋〉

がんと診断確定*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。

特長

がんのリスクに備えて

●がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。

- ●入院1日目から、支払日数の制限なく入院保険金をお支払いします。
- ●三大治療*2のための通院は、入院の有無を問わず、また、支払日数の制限なく通院保険金をお支払いします。
- ●「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。
- *1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断 確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- *2 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

補償の詳細

がん診断	がんと診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*3
がん再発転移	がんで所定の治療*4を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆや最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。
がん入院・手術	がんで入院(日帰り入院も含みます。)や所定の手術*5をしたときに保険金をお支払いします。
がん通院 (がん通院保険金の) がん 通 院 延 長)	がんで入院(日帰り入院も含みます。)をしたときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。* ⁷ なお、三大治療(手術、 放射線治療、抗がん剤治療)のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。* ⁸
抗がん剤治療	がんで抗がん剤治療* ⁹ を受けたときに保険金をお支払いします。
がん患者申出療養	がんで患者申出療養*10を受けたときに保険金(保険期間通算で3,000万円限度)をお支払いします。
がん先進医療	がんで先進医療*11を受けたときに保険金をお支払いします。
がん生活支援	以下の場合に、毎年1回、最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。 ①がんと診断確定されたとき(第1回がん生活支援保険金) ②てん補期間*12中に、がんの治療を直接の目的として毎年所定の治療*13を受けたとき(第2回以後がん生活支援保険金)

- *3 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保 *8 通院日数の限度はありません。 険金をお支払いできません。
- *4 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。
- *5 時期を同じくして*6 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術につ いてのみ保険金をお支払いします。
- *6 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
- *7 詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

- *9 対象となる抗がん剤治療については、「補償の概要等」をご確認ください。また、抗が ん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。
- *10 患者申出療養については、「補償の概要等」をご確認ください。
- *11 先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。
- *12 がんと診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。
- *13 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。



- 1 がんと診断が確定*1されたときに一時金を補償。さらにがんが再発・転移した場合に同額の一時金を補償
- 2 三大治療*2にかかるがん通院日数分について無制限に補償
- 3 高額な先進医療、抗がん剤治療、患者申出療養制度など様々ながん治療にも対応 (がん先進医療特約はC31、C51、C71タイプのみ付帯)
- *1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断 確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
- *2 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

保険料

7 1 X 1 1 1							
ペットネーム	がん補償(UNIT4)						
		人気N	0.1 がん補償	[本人型]			
加入タイプ	C31	C41	C51	C61	C71	C81	
がん診断保険金額	100	万円	100	0 万円	200	万円	
がん再発転移保険金額	100	万円	100	7万円	200	万円	
がん入院保険金日額(1日あたり)	2,50	00⊟	5,0	00円	10,0	00 円	
がん手術保険金額 (手術の種類により)	2.5万円、5	万円、10万円	5 万円、 10 万	5円、20万円	10万円、20	万円、40万円	
がん通院保険金日額(1日あたり)	1.50	00⊟	2.5	00⊟	5,0	00m	
がん通院延長保険金日額(1日あたり)	1,50		2,5	OO _P	5,00		
抗がん剤治療保険金額 (1か月あたり)	5 7	5円	5 7	5円	10	万円	
がん患者申出療養保険金額 (保険期間通算)	3,00	00万円	3,00	00万円	3,00	00万円	
がん先進医療保険金額 (保険期間通算)	500万円		500 万円		500 万円	<u>—</u>	
がん生活支援保険金額	第1回 10万円、第2回以降50万円		第1回10万円、第2回以降50万円		第1回10万円、第2回以降50万円		
満年齢 (2025年10月1日時点)		I	月払保険	(円)			
5~9歳	270	230	270	230	390	350	
10~14歳	350	310	350	310	530	490	
15~19歳	300	260	300	260	460	420	
20~24歳	240	200	250	210	420	380	
25~29歳	510	470	540	500	950	910	
30~34歳	880	840	950	910	1,660	1,620	
35~39歳	1,610	1,570	1,720	1,680	3,060	3,020	
40~44歳	2,450	2,410	2,600	2,560	4,580	4,540	
45~49歳	3,440	3,400	3,680	3,640	6,540	6,500	
50~54歳	4,570	4,530	4,870	4,830	8,780	8,740	
55~59歳	6,480	6,440	6,910	6,870	12,550	12,510	
60~64歳	9,560	9,520	10,240	10,200	18,730	18,690	
65~69歳	12,750	12,710	13,690	13,650	25,190	25,150	
70~74歳	16,520	16,480	17,720	17,680	33,340	33,300	
75~79歳	19,210	19,170	20,580	20,540	38,720	38,680	
80~84歳	22,170	22,130	23,700	23,660	44,480	44,440	
85~89歳	23,780	23,740	25,390	25,350	47,460	47,420	

●がん補償の「がん先進医療特約」と医療補償の「総合先進医療特約」は同時にご加入いただくことはできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*によって異なります。※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*゚が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。 ※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保 険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金 日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。 *3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

■お支払い例

C51タイプに加入の従業員Aさん +がん入院保険金 −

がん診断の結果、胃がんと診断された。10日 間入院後、抗がん剤治療を毎月1回1年間にわ たって実施。通院治療(通院日数は30日/年)を 続けながら仕事と治療の両立を続けた。

お支払い額は・・・

がん診断保険金 100万円

10∃×5,000円=50,000円

2,500円×30⊟=75,000円 +がん通院保険金 -

+抗がん剤治療保険金 — 12_{か月×5万円=60万円} +がん生活支援保険金(第1回) - 10万円

お支払総額

※上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

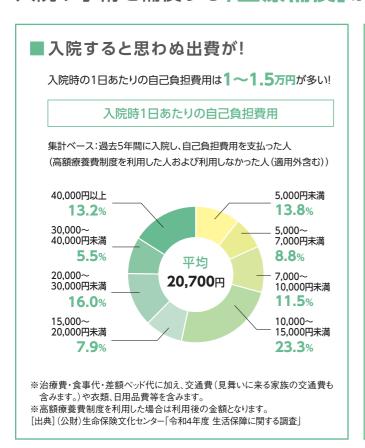
保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



医療補償



入院や手術を補償する「医療補償」があると安心です。



■ 病気によっては入院期間が長くなります。

日本人の死因のうち約5割が三大疾病(がん(悪性新生物)・ 心疾患(急性心筋梗塞)・脳血管疾患(脳卒中))入院日数も長く、 さらに手厚い備えが必要です。



オプション

三大疾病•重度傷害一時金

がんと診断確定されたとき*1、または急性心筋梗塞・脳卒中や脳挫傷・脊髄 損傷・内臓損傷と診断され、入院したときに、保険金をお支払いします。*2

- *1 三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがんに罹患(りかん)したことがある場合において、そのが
- んが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆ・寛解後の再発・転移であるかを問わず、保険金をお支払いできません。 *2 保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

疾病入院	病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※1回の入院について120日を限度とします。
疾病手術	病気で手術* ³ をしたときに保険金をお支払いします。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
退院後通院 (傷害不担保特約セット)	病気で入院し、退院後、退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。 ※1回の入院後の通院について90日を限度とします。
総合先進医療	病気やケガで先進医療*5を受けたときに保険金をお支払いします。
総合先進医療一時金	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金(一時金)をお支払いします。

- *3 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*42種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ 保険金をお支払いします。 *4「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
- *5 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。



- 1 病気による入院・手術の費用を補償
- 2 先進医療を最大500万円補償(M2、M4、M6タイプのみ)
- 3 三大疾病になったとき(がんと診断確定*1、急性心筋梗塞・脳卒中で入院した場合等) 一時金を補償*2(オプション)
- *1 三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがんに罹患(りかん)したことがある場合において、その がんが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆ・寛解後の再発・転移であるかを問わず、保険金をお支払いできません。
- *2 保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。

保険料

PN 12C 1 1						
ペットネーム			医療補償	(UNIT5)		
補償の種類 (種目)			医療補償	[本人型]	ಕ್ರಾಕ್ರ ಕ್ರ	充実タイプ
加入タイプ	M2	M3	M4	M5	M6	M7
疾病入院保険金日額 (1日あたり)*³	2,50	00円	5,0	00⊓	10,0	00円
退院後通院保険金日額(1日あたり) (傷害不担保特約セット)	1,50	00円	2,5	00⊓	5,0	00⊓
疾病手術保険金額		外で入院中のヨ 外で入院中以夕		授	病入院保険日 病入院保険日 病入院保険日	額の 10倍
放射線治療保険金額	2.5		1			万円
総合先進医療基本保険金額	500万円	_	500万円		500万円	_
総合先進医療一時金額	10万円		10万円		10万円	
満年齢 (2025年10月1日時点)			月払保険	食料(円)		
5~9歳	250	180	430	360	770	700
10~14歳	240	170	390	320	710	640
15~19歳	260	190	450	380	810	740
20~24歳	340	270	610	540	1,160	1,090
25~29歳	370	300	660	590	1,260	1,190
30~34歳	400	330	700	630	1,330	1,260
35~39歳	420	350	760	690	1,450	1,380
40~44歳	470	400	850	780	1,650	1,580
45~49歳	610	540	1,130	1,060	2,190	2,120
50~54歳	790	720	1,480	1,410	2,890	2,820
55~59歳	1,100	1,030	2,090	2,020	4,120	4,050
60~64歳	1,580	1,510	3,030	2,960	5,980	5,910
65~69歳	2,190	2,120	4,180	4,110	8,290	8,220
70~74歳	3,130	3,060	5,980	5,910	11,880	11,810
75~79歳	4,000	3,930	7,630	7,560	15,200	15,130
80~84歳	4,800	4,730	9,230	9,160	18,390	18,320
85~89歳	4,920	4,850	9,470	9,400	18,880	18,810

	三大疾病・ 重度傷害一時金特約 (オプション)								
	M2、3 タイプに 付帯	M4、5 タイプに 付帯	M6、7 タイプに 付帯						
	三大疾病	•重度傷害	一時金額						
	30万円	50 万円	100万円						
	特約」	月払保険 料	斗(円)						
	180	310	610						
	190	320	650						
G	190	310	620						
	170	290	580						
	220	370	730						
	270	450	890						
	340	570	1,130						
	420	700	1,410						
	540	900	1,810						
	680	1,130	2,250						
	900	1,500	2,990						
	1,200	2,010	4,010						
	1,610	2,690	5,370						
	2,270	3,780	7,560						
	2,650	4,410	8,830						
	3,250	5,420	10,850						
	3,770	6,280	12,550						
M61、N	N71								

三大疾病・重度傷害一時金特約を付帯する場合、各タイプの後に[1]を加えたタイプとなります。⇒M21、M31、M41、M51、M61、M71

- ●医療補償の「総合先進医療特約」とがん補償の「がん先進医療特約」は同時にご加入いただくことはできません。
- 満5歳以上満89歳以下の方に限ります。
- ※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*5によって異なります。 *3 病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。1回の入院について、120日を限度とします。 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*5が、 *4 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
 - *5 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

■お支払い例

■ M61タイプに加入の従業員Aさん

自宅に帰宅後、胸痛を感じ救急外来へ。急性心 筋梗塞と診断され、 そのまま治療のため24日間入院した。

お支払い額は・・・ 疾病入院保険金

- 24₈×10.000₈=240.000₈

三大疾病• — 100元円 重度傷害一時金 -

10

※上記は東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



傷害補償



入院・手術、通院の費用を補償

国内外において、保険の対象となる方が日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをしたまたは熱中症と なった場合に保険金をお支払いします。

日常のケガのリスク ジョギング中のケガ 旅行中のケガ ゴルフ中のケガ 交通事故のケガ





さらに

天災危険も補償(天災危険補償特約セット)

ここ近年多発する大規模地震災害をうけて、一般的な傷害補償ではカバーされない 「地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガをした、または熱中症となった 場合」も補償の対象としています。

特定感染症危険補償特約セット

特定感染症*1を発病した場合に、入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。地震等を原因とした特定感染症は補償されません。

病気を原因とするご請求は対象となりません。ご病気の補償をご希望の場合は 医療補償 もセットでお申し込みください。

保険料

ペットネーム	傷害補償(UNIT6)					
補償の種類(種目)	傷害補償[本人型]					
加入タイプ	I1	12	13			
入院保険金日額* ² (1日あたり)	2,500円	5,000円	10,000円			
通院保険金日額* ³ (1日あたり)	1,500円	3,500∄	5,000円			
月払保険料(円)	710	1,560	2,500			

- *2 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。手術保険金のお支払い額は、入院保 険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。傷の処置や抜歯等お支 払いの対象外の手術があります。
- *3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



個人賠償責任補償

加入対象者 ※ 団体割引:20%

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊 したり恣まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。

自転車事故などの賠償に備える「個人賠償責任補償」、 日常生活のトラブルによる「弁護士相談費用」を最大300万円補償

日常の賠償のリスク

自転車で走行中、誤って 歩行者に衝突。 他人にケガをさせてしまった。



打ったゴルフボールが、 相手に当たり、ケガを 負わせてしまった。



買い物に行って、 誤って商品を こわしてしまった。



アパートで風呂場の 水があふれて、 階下の部屋を汚した。



国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※同じスポーツをしている者同士の事故、自然災害を起因とする事故など、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。 また自転車事故の場合、過失相殺 が適用される場合もあります。

弁護士費用等(人格権侵害等)

個人賠償責任補償には弁護士費用補償が付帯されています。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*2・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*3等により精神的苦痛を被った場合*4に、法律相談や相手との交渉等を 弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに 保険金をお支払いします。

- *2 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外とな ります。
- *3 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に 証明できる場合にかぎります。

- ●自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- ●電車内で痴漢*2され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- ●子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、 弁護士に相談したい。

保険料

個人賠償責任補償(UNIT7)

個人賠償責任補償・弁護士費用等[家族型]

P	1
個人賠償責任 保険金額	国内外ともに 1億円
法律相談費用・弁護士費用(着手金・報酬金等)	1 つの原因事故・被保険者 1 名あたり 300万円
月払保険料(円)	360

■ 自転車事故による思わぬ損害賠償の実例

賠償額*	事故の概要
9,800万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と区別のない道路において走行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

最近利用する方が増加傾向にある 自転車による事故も多く発生してい ます。白転車事故でも被害の大きさ により数千万円の賠償金を支払わな くてはならない場合もあります。

* 賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。[出典] 一般社団法人 日本損害保険協会ホームページより

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



介護補償



20%*OFF!

保険の対象となる方が、所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金) をお支払いします。

これにより、公的介護保険制度を利用しても自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。また、認知症になっても安心して生活いただけるよ う、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス(認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「付帯サービス」をご参照ください。)

■もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかる お金は・・・?

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊 ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性 があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」 をもとに東京海上日動にて作成

変介護状態初期に一時的に必要とな	※いずれも自費で購入した場合の初期費用(目安)で、 公的介護保険の対象になる場合があります。	
車いす	階段昇降機	特殊寝台(介護ベッド)
■自走式···5~21万円 ■電動式···30~67万円	■いす式直線階段用…52万円~ ※工事費別途	■16~61万円 ※機能により金額は異なる
手すり	ポータブルトイレ	移動用リフト
■廊下・階段・浴室用等… 2 万円~ ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)	■水洗式… 3~7 万円 ■シャワー式… 13~19 万円	■ 据置式…24~90万円 ■ レール走行式…56万円~ ※工事費別途

【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」 (2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

介護にはまとまった資金準備があると安心です。

一時金は100万円、300万円タイプから選択

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続し た場合に保険金(一時金)をお支払いします。 *1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

だから

補償の型:独自基準追加型(要介護2)

「独自基準追加型」とは

13

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった 場合にも保険金をお支払いするものです。これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付 の対象外となってしまう[39歳以下の方]が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や 「ケガ」により要介護状態になった場合についても、保険金をお支払いできるメリットがあります。

で参考:公的介護保険制度の特徴	
特徴1	40歳以上の方のみが対象⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!
特徴2	40歳以上64歳以下の方は給付が限定的⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度について」をご確認ください。

保険料 ●2025年10月1日時点の満年齢の保険料をご覧ください。現在K3タイプにご加入の方は、更新後はK2タイプでの更新となります。

ペットネーム	介護補償(UNIT3)	
補償の種類(種目)	介護補償[本人型]	
保険金額	100万円	300 万円
加入タイプ	K1	K2
満年齢 (2025年10月1日時点)	月払保険	6 条料 (円)
40~44歳	60	190
45~49歳	70	220
50~54歳	100	310
55~59歳	150	440
60~64歳	320	950
65~69歳	650	1,960
70~74歳	1,430	4,300
75~79歳	3,300	9,890
80~84歳	6,230	18,690



携行品損害補償

加入対象者

外出時、携行品の破損や盗難などを補償(最大50万円)します。



国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的 に持ち出された家財、住宅外において、携行中の家財または住宅外で 取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金 をお支払いします。

(字)除 (乳)

A 大 17	
ペットネーム	携行品損害補償(UNIT8)
補償の種類(種目)	携行品損害補償[本人型]
加入タイプ	S1
保険金額	50 万円
免責金額(自己負担額)	5,000⊞
月払保険料(円)	200

自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端 末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設 備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。



アルバトロス費用補償

加入対象者

「お祝い」を補償します。

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成 のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

例えば・・・
●ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

●以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールイン ワンまたはアルバトロス*

イ. 同伴競技者以外の第三者**

●記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観 的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

ご注意

原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワ ンまたはアルバトロスは保険金のお支払い対象となりません。同伴競技者 以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を 客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

- *1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワン またはアルバトロスとします。
- *2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、 先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ 以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに 同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。
- ※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバ トロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方 のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません
- ※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める 証明書・映像等をご提出いただきます。
- ※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳 細は「補償の概要等」をご確認ください。

保険料

ペットネーム	ホールインワン・アルバトロス費用補償(UNIT9)
補償の種類(種目)	ホールインワン・アルバトロス費用補償[本人型]
加入タイプ	H1
保険金額	50 万円
月払保険料(円)	500

ホールインワン・アルバトロス費用補償 にご加入の場合は、所得補償、団体長期 障害所得補償(GLTD)、医療補償、がん 補償、介護補償、傷害補償、個人賠償責任 補償のいずれかにご加入いただく必要が あります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

付帯サービス 〈健康経営支援パッケージサービス〉

中央会の休業補償プランの各種補償へのご加入で、付帯サービスをご利用できます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。 自動セット 役員・従業員(被保険者)向け 受付時間*1 24時間365日 ■ 緊急医療相談 0120-708-110 常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。 *1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。 ※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤル してからおかけください。 ■ 予約制専門医相談 ■ 医療機関案内 様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。 夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■ がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■ 転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。 *2 実際の転除移送費用は お客様にご負担いただきます。

介護アシスト お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。 自動セット 役員・従業員(被保険者)向け

受付時間(いずれも十・日・祝日・年末・年始を除く)

受付時間(いずれも土・日・祝日・年末・年始を除く)

■ 法律相談 午前10時~午後6時

■ 税務相談 午後2時~午後4時

■電話介護相談/各種サービス優待紹介 午前9時~午後5時

0120-428-834

■ 社会保険に関する相談 午前10時~午後6時

■暮らしの情報提供 午前10時~午後4時

■ インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する 様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

■ 雷話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービ スの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電 話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプロク ラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご

■ 各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人 ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスに ついて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。 *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート 法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■ 法律•税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。 また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁 護士等の専門家が電子メールでご回答します。

自動セット 役員・従業員(被保険者)向け

[ホームページアドレス]

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html 0120-285-110 ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■ 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。 ※社会保険労務十のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情 報を電話でご提供します。

【対象となる補償】介護補償にご加入いただいた場合

公知症アシスト 脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。 自動セット (役員・従業員(被保険者)向け

受付時間(いずれも土・日・祝日・年末・年始を除く)

■ 「認知症の人と家族の会」紹介

0120-775-677

■ 脳の健康度チェック 午前9時~午後5時

0120-002-531

■ 認知症介護電話相談 午前9時~午後5時

0120-801-276

■ 脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェック できるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15 分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■ 認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に雷話でお応えします。 認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*」」をご利用い ただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のこ 案内等を行います。

■ 脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけ ます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にして います。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継 続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」 https://tmnf-brain-training.jp



左記二次元コードを読み取り、表示に従い 加入者証券番号の入力およびユーザ登録を 行っていただきご利用ください。



※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。 ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■ 「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3 *2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

【対象となる補償】 弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット 役員・従業員(被保険者)向に

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただ けます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

受付時間(いずれも十・日・祝日・年末・年始を除く)

■ いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス 午前10時~午後6時

000120-300-575

■ 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

午前7時30分~午前9時30分/午後5時~午後10時

0120-106-670

■ いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請 求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。 ※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。 【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。 ●いじめ ●嫌がらせ ●痴漢 ●ストーカー行為 ●自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

■ 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室 等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。 なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものでは

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等に フリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

【対象となる補償】 長期休業補償にご加入いただいた場合

メンタルヘルスサポート 自動セット 事業者(加入者)向け

メンタルヘルスパンフレットのご提供

ストレスチェックサービス 全員加入*1のお客様

■ メンタルヘルスケアセミナーの実施

メンタルヘルス電話相談

役員・従業員(被保険者)向け

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等に お電話でご相談いただけます。

受付時間 (午前9時~午後9時 日・祝日を除きます。) 0120-783-503

*1 事業者等の従業員等全員を被保険者とする契約

法律・税務・労務ホットライン 自動セット 事業者(加入者)向け

●法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士 等の専門家がお応えします。

Web学習支援サービス 自動セット 事業者(加入者)向け

全員加入*1のお客様

- ●Web上で「メンタルヘルスケア」「ハラスメント」等の動画教材を 視聴し、その後に確認テストを受けることができる学習コンテンツを ご提供します。
- ●事業者様は、付与されたIDと従業員情報を紐づけることにより、保険 の対象となる方一人一人の受講状況や成績情報を画面上からきめ 細かく確認することができます。

メンタルヘルスサポート、Web学習支援サービスについては、ご利用にあたっての条件があります。 事前に東京海上日動の営業担当にお問い合わせください。

ご注意ください(共通)

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者とい います。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。 また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態に ある方を含みます。 婚約とは異なります。
- *26親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご加入方法 法人加入・個人加入いずれもOK!

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ず確認ください。

ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

2025年10月1日午前0時~2026年10月1日午後4時

募集期間

2025#7#22H~2025#9#30H

お申し込み月の翌月1日の午前0時 の補償開始でご加入いただけます。

※更新契約の募集手続締切は8月末日となります。

	保険期間	保険料初回振替日	保険料払込方法	
10月加入	2025年10月1日午前0時~2026年10月1日午後4時まで	2025年 12 月 29 日(月)	ag 27 ∃	
翌月以降加入	加入手続き月の翌月1日午前0時~2026年10月1日午後4時まで	保険始期月の翌々月 27 日*1	団体からの口座振替*1*2	

- *1 金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSチュウオウカイ」「MBS | 等と記帳されます。
- *2 保険料のほかに制度維持費70円が加算されます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

1. 同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引き落とす場合

役員・従業員をとりまとめ、法人や個人事業主が同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数 人数分を引き落とす場合、口座振替依頼書は1部ご提出いただければ結構です。同一の口座 から保険料を引去する際、保険料引去口座を設定する加入者証券番号を代表証券番号といい ます。制度維持費は「代表証券番号」単位で付加されます。

2. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は始期日の属する月の翌々月振替日(原則27日)までに払込みください。払込期日に保 険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。払込期日の翌々 月末まで払込みの猶予※がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合 は、保険金をお支払いできず、ご加入を解除させていただくことがあります。 ※ご加入者の故意または重大な過失がない場合に限ります。

3. 現在ご加入の方へのご加入内容に関する大切なお知らせ①

保険の対象となる方は、全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の 会員である団体・協同組合に加入している会員、会員企業の役員・従業員、全国中央会・都道 府県中央会およびそれらの会員である団体、協同組合の職員本人およびそのご家族に限り ます。対象となる方の範囲は補償ごとに異なりますので、詳細はP.33をご確認のうえお申し 込みください。対象となる方が団体の構成員、またはご家族でなくなった場合には、取扱代 理店までご通知ください。

4. 現在ご加入の方へのご加入内容に関する 大切なお知らせ②

加入は毎月受付中!

手続締切日(8月末日)までに、ご加入者の方からの お申し出または保険会社からの連絡がない限り、当 団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・補 償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。 なお、本内容をご了承いただける方につきましては、 特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不 要です。ただし、所得補償(一年休業補償)において 被保険者の年齢・事故の発生状況等によっては、更 新いただけない場合がございます。「更新しない」ま たは、「加入内容変更」を希望される方はその旨を 取扱代理店までご連絡ください。

手続締切日までに必要書類のご提出が必要となり ます。

なお、更新時には、割引率の変更の他、保険料が年 齢等により変更となったり、健康状態や年齢により 保険会社側から加入をお断りすることがありますの で、ご了承ください。

告知方法

がん補償

の場合

▶健康状態に関する告知方法は個別告知です。

医療補償

一年休業補償

長期休業補償

の場合

▶健康状態に関する告知方法は

個別告知と一括告知方式があります。

右記、要件を満たす場合は、代表者による一括告知で加入 手続きが可能で事業者の制度導入時の手続はスムーズで す。(一括告知とは、事業者の代表者が従業員の健康状態を

一括告知の 適用条件

①企業等の従業員等全員を被保険者とすること* ②定期的に健康診断が行われており、企業等が従業員等の健康状態を把握することができること 医療補償 従業員が10名以上の企業等であること

一年休業補償 従業員が10名以上の企業等であること 長期休業補償 従業員が5名以上の企業等であること

*健康状態告知書の内容や年齢により引受できない従業員は除く

介護補償

一括して告知する方式です。)

の場合

▶健康状態に関する告知方法は 個別告知と

ご家族まるごと告知方式があります。

[ご家族まるごと告知]

会員・会員事業者の役員、従業員等の方が、加入対象となる ご家族をまとめて告知いただくことが可能です。

[加入対象者] ①会員•会員事業者 ①の両親 ②配偶者 ②の両親 の役員・従業員等 まとめて告知いただくことが可能です!

告知の大切さに関するご案内

必ずお読みください。

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または 更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が 必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合 を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契 約と同条件での更新となります。)。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入 ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け 取りいただけないことがあります。*2

- ※一括告知制度を採用している場合は、ご加入者の代表者が一括してご記入ください。
- *1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。介護補償にの み(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、両親、配偶者の 両親)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団 体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
- *2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金を お受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされた ことがある場合、お引受け できない場合があります。

保険金請求時等に、告知内 容についてご確認させて いただく場合があります。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ①入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示によ る検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等
- ※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しく は加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要です。

- ●現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- ●過去2年以内に告知書記載の特定の病気につ いて医師の指示による投薬を受けていたが、 現在は完治している。
- ●過去2年以内に健康診断における告知書記載 の検査で「要精密検査」との指摘を受けたが、 精密検査の結果、異常は見つからなかった。

18

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- ●新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認 ください。
- ●告知すべき内容を後日思い出された場合には、≪お問い合わせ先≫までご連絡ください。
- ●所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・ 症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状で あったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日か ら1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

健康状態告知事項

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は加入依頼書(兼告知書)「回答記入欄」にご記入ください。

※「告知の大切さに関するご案内」を必ずお読みください。

所得補償(一年休業補償)、団体長期障害所得補償(長期休業補償)、医療補償にご加入の方

●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

なし

●<u>告知日(ご記入日)より過去1年以内</u>に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか。

あり

1つ以上

あり

引受けでき

まま

せせ

んん 。が

あり

(所得補償・団体長期障害所得補償のみ)

告知日(ご記入日)より過去2年以内に

- ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬 物依存を含む)]と医師に診断されたことがありますか。
- ●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物 依存を含む)」のため、医師から検査(注)・治療(投薬の指示 を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。

(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検 査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」 となります。 ※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、 がん 白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫 上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、 上皮内がん 子宮頚部の高度異形成

全てなし

お引受けできます。

回答をご記入のうえ、 ご署名ください。

- *1 主治医が右表の病気・症状と医学的 に同一であると診断した病気・症状に 関しては、補償の対象外となりますの
- *2 心房細動は補償の対象となります。

加入者票(特定疾病等不担保特約補償対象外区分),更新加入依頼書(健康狀態告知書質問事項 回答欄(補償対象外となる病気・症状))にア〜エの表示がされている場合(特定疾病等不担保特約 が付帯されている場合)、補償対象外となる病気・症状*1は各区分ごとに下表のとおりです。

別表 補償対象外となる病気・症状*1

- ア 脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、 心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
- イ 白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)
- **ウ** 脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
- エ 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

がん補償にご加入の方

今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたこ とがありますか。*

*1「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気

悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、 がん 白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫 上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、 上皮内がん

あり

あり

1つ以上

申し訳ござい

きい

まませせ

んんが

お引受けできません

んんが

なし

告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査 をいいます。)を指摘されたこと

上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)、胸部エックス線検査、乳房エックス線(マンモグラフィ)検査、 乳房超音波検査、子宮頸部の細胞診、便潜血検査、しゅようマーカー (CEA・AFP・CA19-9・PSA等)、CT検査、MRI検査、 PET検査、肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)、腹部超音波検査、その他のがん検診

②医師の診察の結果、P.20[別表]の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

なし

お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名ください。

介護補償にご加入の方

- ●以下(1)~(3)のいずれかに該当しますか。
- (1)現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方 の介助または補助具を必要とする。
- (2) 今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
- (3) <u>今まで</u>に、認知症、軽度認知障害(MCI)もしくはそれらの疑い またはがん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性 リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
- ●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。
- ●告知日(ご記入日)より過去2年以内に【A表】の病気であると医師に診断されたこと、または【A表】の病気のため医師から検査^{注・} 治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことはありますか。(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

全てなし

お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名*1ください。

*1 ご署名欄下の注意事項をご確認の上、 健康状態告知を行った方がご署名ください。

!\ご注意事項

 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名はボールペンでもれなくご記入ください。
 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に 記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申し込みがあったものとして取扱います。

お引受けできない病気

- ●肝硬変 ●脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血) ●脳しゅよう ●心筋梗塞 ●心筋症 ●心不全 ●心房細動
- ●糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含みます) ●うつ病 ●双極性障害(躁うつ病) ●統合失調症 ●アルコール依存症
- ●パーキンソン病●アルツハイマー病●レビー小体病●前頭側頭葉変性症●ピック病●(骨折歴を伴う)骨粗しょう症 ●関節炎(リウマチ性、変形性)

別表	別表 (がん補償)お引受けできない病気や所見・症状		
	ポリープ・しゅよう等	 ●しゅよう*1 ●結節*1 ●腫瘤*1 (しゅりゅう) ●GIST (ジスト、ギスト) ●カルチノイド ●異形成 ●白板症 ●多発性ポリープ (ポリポーシス)*2 ●病理検査や細胞診での異常 	
病気	消化器系の病気	●肝硬変●慢性肝炎●肝機能障害(入院や治療を伴うもの)●慢性アルコール性肝機能障害●NASH(非アルコール性脂肪肝炎)●アルコール性肝炎●門脈圧亢進症●食道静脈瘤	
病気や所見	呼吸器系の病気	●COPD (慢性閉塞性肺疾患) ●肺気腫 ●慢性気管支炎 ●肺線維症 ●じん肺 ●けい肺 ●間質性肺炎	
腎臓の病気 ●慢性腎機能障害 ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●尿毒症		●慢性腎機能障害 ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●尿毒症	
		●B型肝炎ウイルスキャリア ●C型肝炎ウイルスキャリア ●貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)	
	症状*3 ●しこり ●出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿) ●黄疸		

- *1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
- *2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
- *3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成 |とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医 師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

所得補償基本級別一覧

下表から該当の職業・職務名をご確認いただき、基本級別をご選択ください。 該当の職業・職務名がない場合や、ご不明点等がございましたら代理店までお問い合わせください。

	職業•職務名	基本級別
	一般事務従事者 (一般事務員、会計事務員)	
事務職	管理的職業従事者(会社役員、部長、課長) ※作業労働に従事する方は、その作業に該当する基本級別をご選択ください。	1
	商品販売従事者(飲食店、小売店、卸売店の店主および従業員で下記以外のもの)	1
営業職	商品販売従事者 (危険物、重量物を取り扱うもの)	2
	商品訪問販売員、呼売販売員、露店販売員	3
自動車運転者	貨物自動車運転者、乗用自動車運転者、左記以外の自動車運転者	3
	下記以外の運輸従事者	2
運輸従事者	船舶関係従事者、船内作業者、沿岸作業者(港湾運搬作業者を除く)、運送業	3
	航空機乗組員、航空機使用事業従事者・自家用航空機乗組員	個別にご相談ください
	下記以外の金属材料製造作業者・金属加工作業者	3
金属製造加工作業者	炉 (ボイラー) 火焚き作業従事者、架橋、瓦斯溜等大規模のものの組立工および 高所 (3階以上) 作業者	4
	室内装飾工、測量員、じゅうたん張工	1
建設作業者	下記以外の建設作業者、土木作業者	3
	舗装作業員、コンクリートはつり工、れんが積工・タイル張工・ 屋根ふき工のうち高所 (3階以上) 作業者、 高所 (3階以上)・橋りょう等の大規模な作業に従事する大工、とび工	4

20

団体総合生活保険 補償の概要等

*ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険料表」をご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

病気やケガによって所定の就業不能になった場合・「に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。 【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。 *1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)。 この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間**を超えた場合 ▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)**を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額**を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方の下では共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。) *2 「てん補期間**内の就業不能の日数しまいいます。(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。 3 免責期間**が対よる直前12か月における保険の対象となる方の所得**の平均月額をいいます(「家事従事者特約」をセットされる場合は183,000円となります。)。 *4 同一の病気やケガによる就業不能*・(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(の責事期間**終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。 *5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる紀与所得・事業所得・発所の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除いたものをいいます。 *6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能に成り、因となった病気やケガ(医学)上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再の就業不能とがなします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能・妊娠、大麻、あへん覚せい剤、危険・ラッグ・シナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能・疾薬の対象となる方が彼った精神病性障害、知の障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能(精神障害補償特約(ハ)」がセットされるため、所定の精神障害についてはお支払いの対象になります。・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能・・・2・就業不能の原因が骨髄採即手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前の時時点で既に発生している就業不能 *1 初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払い対象となります。 *2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象となります。

る日本や相切場合ではできょう。 *1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が全社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。 *2 保険の対象となる方が日常、家事(炊事・掃除・洗濯・育児等)に従事する方の場合は、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院)により、家事に終日従事できない状態をいいます(「家事従事者特約」がセットされたタイプにご加入いただく必要があります。)。

更新前のご契約に事故があった場合に、ご契約を更新いただくことができない病気・症状の一覧

悪性新生物	●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成を含む)	
循環器系の病気・症状	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む) ●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む) ●動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄を含む)	
消化器系の病気・症状	●胃溝瘍 ●十二指腸潰瘍 ●肝炎(A型肝炎をのぞく) ●肝硬変 ●慢性膵炎	
呼吸器系の病気・症状	●ぜんそく(気管支喘息) ●慢性気管支炎 ●肺気腫	
泌尿・生殖器系の病気・症状	●腎不全 ●腎硬化症 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ	
眼の病気・症状	●眼底出血 ●網膜の病気	
その他の病気・症状	●糖尿病(高血糖、糖尿病の合併症を含む) ●結核 ●免疫不全症 ●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む) ●精神の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)	

団体長期障害所得補償(GLTD*1) 定額型

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

|| 「ご注意」にだい。死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。
*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。
この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	★ 京気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ★ 京払保険金=支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率(100%) ただし、支払基礎所得額*3・所得喪失率*4×約定給付率(100%) ただし、支払基礎所得額*3・が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 **他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 **保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 **東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方の業務復帰短かのために高譲することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いしなす。 **1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 **2 「てん補期間**の対象となる中の製力をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)。 **3 保険金の類出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 **6 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 「所得喪失率-1-免責期間**が解分する自即の上記財間に対応する各月における回復所得額*7免責期間*が開始する直前の、上記財間に対応する各月における回復所得額*7免責期間*が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得**の額 ただし、所得**の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 **5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得**の平均月額をいいます。 **5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得**の平均月額をいいます。 **5 議業を予期間**開始し場によりの範をいい、免責期間**の終収入金額)から「就業障害の原といれます。 **7 免責期間**開始以降に業務に復帰して得た所得**の節をいい、免責期間**の終収入金額)から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額 を控除したものをいいます。 **8 [業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・維所得の総収入金額)から「就業障害の発生にかからず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額 を控除したものをいいます。 **9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害をの限因となった病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害となった場合は、2000年によりに対しませんでは、2000年によりに対します。 ***********************************	・保険の対象となる方の 放意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の 放意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の 放意 または 重大な過失 によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)・保険の対象となる方の闘争行為。自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・妊娠または出産による就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害については精神障害でルでは特殊等で(I図知症・メンタル疾患補償特約(精神障害・石いては特神障害)を限度といます。)・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害・元の保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害・20の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害・20の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害・243(年間始した成実障害を持ち)の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害を必ずによりの保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険対の保険対の保険対の保険始期の方によりによりに対したが表別ます。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払い対象とないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(就業障害の定義:A)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①~③のいずれかの事由により、保険の対象となる 方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。	病気やケガに伴う下記①~③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。
③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 	③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 てん補期間については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*6」をご確認ください。
*1 免責期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の[*1]をご確認ください。	*2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*4」をご確認ください。

※「治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)」がセットされています。 治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)では、免責期間中の「就業障害」について、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

三大疾病に伴う上記①~③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*'か、または一部従事することができない状態。 *1 てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。

▮がん補償

保険の対象となる方ががん。」と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。 この補償については、死亡に対する補償はありません。 がん。」と診断確定されたときに、がん。」以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん。」の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。 *1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。 ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象と

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類―腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合。2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病がある ときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払

IC/I/S		実制の保険が制削にかれて診断値定されていた場合は、と加入者、保険の対象とはも力または保険金支取人のその事実のが、予知にかかわらず、と加入は無効とはか、保険金を助文払 ません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)。					
補償項目		保険金をお支払いする主な場合					
がん補償基本特約	保険金断	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いてきません。					
☆がん通	保険金院	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその 治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。					
院保険金の	保険金術	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。					
ん補償基本特約+がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)	がん通院延長保険金・	・がん通院保険金 がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院(日帰り入院を含みます。)を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院(往診を含みます。)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること					
抗がん剤治療		保険期間中に抗がん剤治療**を開始した場合 ▶抗がん剤治療**を比た日の属する各月**について抗がん剤治療**を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療・をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療・*をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療**をされた場合は、新たに抗がん剤治療*・を開始したものとして取り扱います。 **1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤**にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること **2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療・*をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 **3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品**で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。 **4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。					
 ▶患者申出療養* ただし、保険療期 *1 [患者申出力れる療・ なっている療・ なってのる療・ な次の費用等療 ・2 近ろ病療・ ・2 近ろ療養の ・2 近ろ療養の ・2 近ろ療養の ・3 次のいずれか 		がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*'を受けられた場合 ▶患者申出療養*'にかかわる技術料**について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、が人患者申出療養保険金額を限度とします。 ただし、保険期間を通じて、が人患者申出療養保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養どとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養**を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養**は患者申出療養とはみなされません。(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。)。 *2 次の費用等、患者申出療養(かかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療					
かん先進医療特		がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療*(にかかわる技術科*)について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」と、公的医療保険制度にとめられる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療でとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません (保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 ii. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 ii. 炎いの関係は必要している病療・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1					
がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受中に再発または転移*したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 がん再発移保険金額をお支払いはます。 ただら、がん再発を験金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。 *1 他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。		■手術 ■放射線治療 ■近がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金の数支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。					

22

補償項目	保険金をお支払いする主な場合
がん生活支援特約	・第1回がん生活支援保険金保険期間中にがんと診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。 ・第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ・第2回以後がん生活支援保険金面をお支払いします。 ●第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いしませ。 ●第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 た補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ただし、保険金支払基準日**から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日**から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日**から通算した期間となります。 *1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日(10回目の保険金支払基準日*)の前日までをいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべきがんと診断確定された日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

[「がん先進医療特約」における粒子線治療・「費用のお支払いについて]
一定の条件・・・を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療・「にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに(お問い合わせ先)までご連絡ください (医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。
*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は(お問い合わせ先)までご連絡ください。
・粒子線治療・1が「がん先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
・素年限地の口いる1年以上経営して、デザルストン系で、

- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療・開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。 ※変更・中止となる場合があります。

■医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

柄丸ヤノバにより、下限のパスターのシスケイが、1 mec 10~20 い に 10~20 い に 10~20 に 10~20 に 10~20 に 20~20 に 20~

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
保険金	疾病手術	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術(詳細は欄外ご参照):疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術:疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術:疾病入院保険金日額の56倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	・地震・噴火またはこれら よる津波によって生じた 病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の 意または重大な過失! よって生じた病気やケガ。 ・保険金大な過失によって生じた病気やケガ。 たは重大な過失によって生じた病気やケガ(その
医第一 保険金	疾病入院	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数→疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	方が受け取るべき金額(分) ・保険の対象となる方の(争行為、自殺行為また!犯罪行為によって生じ;病気やケガ・無免許運転や酒気帯び)
保険金	放射線治療	病気やケガの治療のため、保険期間中に 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療**を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	 転をしている場合に生た病気やケガ・精神障害を原因とする故によって被ったケガ・麻薬、大麻、あへん、覚いい剤、危険ドラッグ、シー
(艮院姜通院呆倹金用) 傷害不担保特約	退院後通院保険金特約+	保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。	・ボースをはいった。 ・オー等の使用によって じた病気やケガ・アルコール依存および 物依存・・むちうち症や腰痛等で を学的他覚所見のないの。 ・この保険契約が継続さ
金	総合先進医療	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) **大進医療にかかわる技術料**(こついて保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 **1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進を療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 **2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 **3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	てきた最初の保険契 (初年の保険・地域では、 す。)の保険始期時点で 既に被っている病気や が*2*3 *1 該当した保険の対別が この保険の増加が この保険の計算の でに場っている病気や がない場合はですいます。 に応じ、保険金の全
医療一時金	総合先進	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。	をお支払いするこ や、その金額を削減 てお支払いすること あります。
三大疾病•重度傷害 時金特		保険期間中に以下のような状態となった場合 ①次のいずれかに該当した場合 ■がん*'が新たに生じたと診断確定された場合。なお、がん*'が再発または転移したと診断確定された場合は含みません。 ■この保険契約が継続契約である場合において、原発がん*²が、治療したことにより、がん*'が認められない状態となり、その後初めてがん*'が再発または転移したと診断確定された場合。 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ④急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脳挫傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始された場合 ⑤急激かつ偶然な外来の事故を原因とした搭護場合との日を含めて180日以内に入院を開始された場合	*2 初年度9。約の保険 期の保険で、既ケガ製 明ら病気の年度で、既ケガ製 いても、期日から1年 経過事保険過した後に当ら3年 とい対家とはがまましく もは、保とながまましく 知気いただいても、2年 のおすが、2年だり

⑥急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日か

らその日を含めて180日以内に入院を開始された場合

博頂目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
Ξ	▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。	(「医療補償基本特約」と同じ)
一大疾病•重	悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*3で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。	
重度傷害	*2 この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたがんが再発または転移したと診断確定されたがんを除きます。	
時金特約	【ご注意】がんと診断確定された場合において、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。	
特約	※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に左記①~⑥のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金はお支払いできません。 ※3 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(CD-O-3.2)院内がん登録実務用1等は含みません。	
[10000	71.1.1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
 ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- は、中人灰と即の人灰でロイビに人灰。 ※[重大手術]とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)。 ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

- 1 配合力に建区域で表別に300~2位では、10で10~2位では、20で10~20で12では、20で12

- 季削りの子标さいが安にふるいこの、座へこつの旅行からいう趣目削りる にはの 向い いってこい るここ 走れ *1 | 粒子療治療 | とは、 以下の条件等をいいます。 *2 「一定の条件」とは、 以下の条件等をいいます。 詳細は 《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- **之」 ため 米市 プレストラー いる でかれてみ いいしょう さればいいけい ロット アンストラー が 一般 から 光進 医療 特別 のお支払対象となる 先進 医療 であること。 ・責任 開始日から 1年以上継続してご加入いただいていること。 ・数子線治療** 開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

- ※変更・中止となる場合があります。

▮傷害補償

- ■保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。
 *1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりません
- *2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償	項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数 (実日数) を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
傷害補償基本特約	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 適院(住診を含みます。)された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数(集日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*¹を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※1 ギプス・キャスト、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTB ブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	- 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ・・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ・・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ・・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ・・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療代進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます。詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。。	・オートパイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、 プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事 故によって被ったケガ 等
補償特約	特定感染症危险	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。 *特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津渡によって発病した特定感染症*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)

*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感

24

染症は保険金のお支払対象となりません。

23

のお支払い対象となら

ないことがあります。

■賠信	賞責任に関する補償	
補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が 法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 汽車・電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 ※2 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物	・ご契約者または保険の対象となる方等の 故意 によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる 津波 によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・母院の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が適常有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の電気的または機大*4 ■許歌または横側 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 **1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 **2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 **3 自転車やゴルフ・場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 **4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 **5 ゴルフの練習、競技または指導で対極してゴルフ場東地内で通常
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または対傷権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■瀬漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■加漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。 ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気または方形をいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいま	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害・保険の対象となる方の自殺行為*・、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*²、財物の損壊等*³または精神的苦痛・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*²、財物の損壊等*³または精神的苦痛・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*³。・労働災害により生じた身体の障害*²または精神的苦痛・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*²、おかの損壊等*³または精神的苦痛・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*²、財物の損壊等*³または精神的苦痛・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*²、財物の損壊等*³または精神的苦痛・電磁波障害に起因する身体の障害*²または精神的苦痛・軽音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*²、財物の損壊等*³または精神的苦痛・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*フまたは財物の損壊等*3・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合・保険契約または共済契約に関する原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。

- す。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの 原因事故とみなします。
- *6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途 定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
- *7 弁護士または司法書士をいいます。
- *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
- *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ る方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならな い程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件 をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま す。婚約とは異なります。)。
- ①婚姻意思*10を有すること
- ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわ たり継続する意思をいいます。

- 損害

- た身体
- 를*²、財
- 物の損
- けたこ
- 、財物
- ま精神
- 、財物
-)所有、
- 子様が

- た場合
- *2 病気またはケガをいいます。
- *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
- *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍 上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にあ る方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場 合に限ります。婚約とは異なります。)。
- ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背
- 景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思を いいます。

▮介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。 保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったと きに相当する金額をお支払いします。

詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補	該当する状態である)護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および② ことを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 はするいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。	・ 地震・噴火 またはこれらによる 津波 によって生じた要介護状態* ¹ ・保険の対象となる方の 故意 または 重 大な過失 によって生じた要介護状態
償 基 本	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	・保険金の受取人の 故意 または 重大な 過失 によって生じた要介護状態 (その 方が受け取るべき金額部分)
特約	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	・保険の対象となる方の闘争行為、自教 行為または犯罪行為によって生じた要
介護補償基本特約+公的介護保険制度連動補償	入浴 その他の 複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア、車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれ 状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくは からいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレイ ポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこ 行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石 もらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ、介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身 ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。	いすへ、車いす、または豊から ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
び 部 態 分	排せつ等 日常生活上の 一部の行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のよごれた部分を拭く行為またはれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のよごなく行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含むイ、歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態ウ、洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態で	れたところを拭 気やケガ等による要介護状態*2*3 気やケガ等による要介護状態*2*3 である。 *1 該当した保険の対象となる方の数
(要介護2用)の追加補償特施の要介護3以上から要介護	・衣類の着脱の際に ア. またはイ. のい ア. 2つ以上の行 イ. できない行為・認知症により以下に	が状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) ズボンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着筋ずれかに該当する状態であること。 為についてできない状態 おまたは見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なで現れる状態をいいます。 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなく	の程度に応じ、保険金の全額を指 支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による 要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過

- (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。
- (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。
- (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
- (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
- (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
 - (20) 食べられないものを口に入れることがある。
- (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
 - (22) 自力で内服薬を服用できない。
- (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (23) 金銭の管理ができない。
 - - (24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。

た後に開始した要介護状態につい

*3 要介護状態の原因が告知対象外の

病気やケガであったり、正しく告知 いただいていた場合であっても、

保険金のお支払い対象とならない

26

ことがあります。

ては、保険金のお支払い対象とな

- (25) 現在の季節を理解できない。
- (26) 今いる場所の認識ができない。

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。 これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

(2) まわりのことに関心を示さないことがある。

(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。

(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。

(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。

(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。

(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と

(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。

(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。

(12) 目的もなく動き回ることがある。

言い落ち着きが無いことがある。 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、 末期がん・関節リウマ チ等の加齢に起因する 疾病(16種類の特定疾 病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態 ●要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

特定疾病 主に加齢に伴う疾病である16疾病が指定されています。

1.がん[がん末期] ※(医師が一般に認められている医学的 知見に基づき回復の見込みがない状態に

ご参考 公的介護保険制度について

- 至ったと判断したものに限る。) 2.関節リウマチ
- 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靭帯骨化症
- 5. 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6. 初老期における認知症 7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核 変性症及びパーキンソン病
- 10. 早老症 11 多系統萎縮症 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 及び糖尿病性網膜症
- 13. 脳血管疾患

8. 脊髄小脳変性症

9. 脊柱管狭窄症

- 14. 閉塞性動脈硬化症
- 15. 慢性閉塞性肺疾患 16. 両側の膝関節又は股関節に著しい 変形を伴う変形性関節症
- ※40歳以上65歳未満の人については、介護や支援が必要になった原因が特定疾病に該当しない場 合はサービスを利用できません。

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に 分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当 (自立)		歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態
要	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
要支援	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らか の支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給 付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態
要介護	3	要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営む ことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

▋財産に関する補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎以下のものは補償の対象となりません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、服鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害・日然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害・電気的または機械的事故に起因する損害・電気的または機械の事故に起因する損害・活欺または機領に起因する損害・詐欺または横領に起因する損害・こ風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害

■費用に関する補償

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス	国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス) ①同伴競技者②同伴競技者以外の第三者*1 ■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロス ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ※原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払い対象となりません。同伴競技者以外の第三者*1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれるとがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいているよきには、補償が重複することがあります。 ※「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。 ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワン・セース・電子のでよります。 *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。 *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。	・保険の対象となる方がゴルフ場の達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ ・等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点 等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

マークのご説明



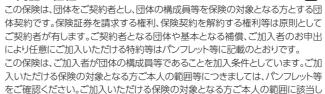
保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項

ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしな い主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認くだ

ない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

3補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、 補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複 することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契 約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われな い場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要 否をご検討ください*2。

- ●個人賠償責任補償特約
- ●携行品特約
- ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
- *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外 の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居 から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったと き等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額*1は、あらかじめ定められたタイプの中か らお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパン フレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制 度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保 険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (金融庁ホームページ)



契約 概要

(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認く

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、 保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額*1の増額等はできま せん。

[所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月 間所得額*2以下(平均月間所得額*2の85%以下を目安)で設定してください (保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2 を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできま せんので、ご注意ください。)。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

- *2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます (ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円と なります。)。
- *3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。
- *4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる 給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわら ず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したもの をいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって 得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生に かかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除 したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフ レット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金 のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご 確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等 (1)保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パ ンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用す る値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2)保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約

で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。) ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括し

て払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末 までに集金されなかった場合 等
- ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご 契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。た だし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1につ いて、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただく ことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意くだ
- ※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除と なった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対 象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあ ります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「II-1告知義務」を
- *1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびす べての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込 みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでな く、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償 が対象となります。)。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅲ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事 項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店に は、告知受領権があります。)。

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載し ない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項につい ては「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によって は、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。 お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償に よって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補 償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償・ 特約 項目名	傷害補償 個人賠償責任 弁護士費用等 携行品 ホールインワン・ アルパトロス費用	所得補償	団体長期障害所得補償	医療補償がん補償	介護補償
生年月日	_	*	*	*	*
性別	_	_	*	*	-
職業・職務*1	_	☆	_	_	-
健康状態 告知*2	_	*	*	*	*

- ※すべての補償について「他の保険契約等*3」を締結されている場合は、その 内容についても告知事項(★)となります。
- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合 のみとなります。
- *3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支 払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等が ある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受 けができない場合があります。

[所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」 (健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。した がって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の 方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。この ため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケ ガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海 上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回 答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体 構成員のご家族(団体構成員の配偶者*4、両親、配偶者*4の両親)を保険の 対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象 となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態 を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行っ た方がご署名ください。

- *4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および 戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える 状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により 確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
- a. 婚姻意思*5を有すること
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する 意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に 応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある

場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、そ の事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*6 から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除す ることがあります*7。

- ●責任開始日*6から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発 生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生してい ても、これをお支払いすることはできません*8(ただし、「保険金の支払事由 の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支 払いすることがあります。)。
- *6 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告 知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *7 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を 解除することがあります。
- *8 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップ された部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に 重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないこと があります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも ご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例) 「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されな かった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を 得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場 合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加 入をされた場合、ご加入は無効となります。



現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入 をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることが あります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険 の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率 等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反 による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支 払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。こ の場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

【Ⅲ)ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等 [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた 場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、 通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆の マークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする 補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照く ださい。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡 ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入 時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償 の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直 しについてご相談ください。

- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいま す (ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円
- *2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる 給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかか わらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除し たものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事するこ とによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額1から「就業 障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免 れる金額」を控除したものをいいます。

[ご加入後の変更]

●すべての補償共通

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡 ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合に は、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償 を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただ いた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいた だきますようお願いいたします。

●がん補償

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日を またぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保 険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影 響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に 対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意 いただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保 険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求 する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期 間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。 ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更 となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償に おいては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に 係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、 《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象と なる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補 償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせて いただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定し た場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。 この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあり ます。

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算しま す。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることが あります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象 外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健 康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外 となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、 新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことが ありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更 新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、□数 の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく 告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することが あります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支 払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[更新後契約の補償内容を縮小する場合]

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額され た場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日(更新後契約の 始期日)以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることが ありますので、ご注意ください。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れが ないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がござ いましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等 記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。

更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、 所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いい たします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更が ある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

られる範囲に限定されています。

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されて いない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依 頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。



(IV) その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情 報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、 本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サー ビスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アン ケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあ ります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目 的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認め

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先 (保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに 関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保 険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携 先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用す ること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外 の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担 保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保 険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約 者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームペー

- ●この保険は、全国中小企業団体中央会を契約者とし、団体の構成員等を保険 の対象となる方とする団体契約です。東京海上日動は、契約者である全国中小 企業団体中央会および中央会会員等に団体の構成員であるかどうかの確認を 行うことがあります。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。
- ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致 の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保す るため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同 一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日 本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これ らの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。 ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険 始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、そ の保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を 保険金受取人にする場合は除きます。)

- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その 他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入 を解除することができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合 に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の

猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。 ※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご

4 保険会社破綻時の取扱い等

連絡ください。

- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが 一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護 機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおり となります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、 賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
費用に関する補償	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻
所得補償、団体長期障 医療補償、がん補償、介		後に予定利率等の変更が行われた場合には、 90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、 保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っておりま す。したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご 契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- ●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しました ら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、 加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内 容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があり ましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご 加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票と ともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- 6 事故が起こったとき
- ●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補 償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に) 《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京 海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証 拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の 受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等 を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報 酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海 上日動の指定した医師 による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合 があります。)
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動 が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書 ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情が あり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取 人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の 配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東 京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受 取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
- *1 法律トの配偶者に限ります。
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求 をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡は いたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入 者) からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした 旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(また はご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知 る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
- 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご 照会された場合
- 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
- 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
- 本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債 権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったと きは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等を ご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
- 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行って いる場合
- 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認
- 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直 接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、下記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争 解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申 し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)



IP電話からは 03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分~午後5時(土・目・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に 記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等があ る場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告 知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、 ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質 問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》まで ご連絡ください。

⚠ 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明 書等でご確認ください。

万—	ご差望に合致した	い場合はご加え	、内容を再度ご検討	ください
// \	この主に口以して	ういりゅうしゅん ニック	ハスチス サイン しんだい	\ /_C \(\(\(\) \) \(\)

□ 保険金をお支払いする主な	場合	□ 保険金額*1、免責金額(自己負担額)	□ 保険期間
□ 保険料・保険料払込方法	□保	除の対象となる方	

- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。
- 🖸 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、 加入依頼書等を訂正してください。

また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡く ださい。

【ご加入いただく補償に応じてご確認いただく事項】

	確認事項	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	がん補償	医療補償	介護補償	左記以外 の補償
[□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は 正しくご記入いただいていますか?	_	0	0	0	0	0	_
	□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「基本級別」欄は正しくご 記入いただいていますか?	_	0	_	_	_	_	_
	□保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか? (平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*2がご加入時の額より減少した場合には、保険金額*1の見直しを行ってください。)なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 ▶1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 ▶2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。	_	0	0	_	_		_
[■『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。□保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?▶3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	_	0	0	0	0	(*3	_
[●『「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」にご加入される場合のみ』ご確認ください。 □原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか? ※同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。	_	_	_	_	_	_	0
[□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0	0	0	0	0	0	0

⑤ 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

32

保険の対象となる方(被保険者)について

この保険に加入のお申込みをいただける方(ご加入者)

全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合に加入している会員と、その会員企業の役員・従業員の方、全国中央会・都道府県中央会、およびそれらの会員である団体・協同組合の職員の方

加入対象者(被保険者:保険の対象となる方)の範囲		所得補償	介護補償	団体長期障害 所得補償	左記以外の補償
(1)全国中小企業団体中央会または都道府県中 小企業団体中央会の会員である団体・協同 組合に加入している会員 (2)会員企業の役員・従業員 (3)全国中央会・都道府県中央会、およびそれら の会員である団体、協同組合の職員		0	0	0	0
(1) (2) (3)	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	△ (4)配偶者のみ (家事従事者に限る)	△ (5)両親、配偶者、 配偶者の両親	_	(6)
の方の家族	(1)(2)(3)の方と同居 されているご親族の方	_	_	_	(6)

- (1)全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合に加入している会員
- (2)会員企業の役員・従業員
- (3)全国中央会・都道府県中央会、およびそれらの会員である団体、協同組合の職員
- (4) 「一年休業補償」のS2タイプは、(1)、(2) および(3) の方の配偶者(家事従事者に限る) が加入できます。
- (5) 「介護補償」は、(1)、(2) および(3) の方の両親、配偶者および配偶者の両親を含みます。
- (6)所得補償、介護補償、団体長期障害所得補償以外は、(1)、(2)および(3)の方の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、(1)、(2)および(3)の方の同居されているご親族を含みます。

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*2等の加入条件がある補償があります。各補償内容のページをご確認ください。 ※介護補償では、団体の構成員の方が、保険の対象となるご家族の健康状態告知を代理で行うことができます。

😢 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

ご加入いただける「型」は次のとおりです。

傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、所得補償、団体長期障害所得補償、携行品補償、ホールインワン・アルバトロス費用補償:本人型、 個人賠償責任補償、弁護士費用等補償:家族型

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

	本人型	家族型
①ご本人*1	0	0
②ご本人*1の配偶者	_	0
③ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	_	0
④ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	_	0

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

- ※個人賠償責任において、ご本人*¹が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。
- *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
- *2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。 ①婚姻意思*3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2) 親族: 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
- (3) 未婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- *3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

MEMO	

34